

平成28年第4回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成28年12月8日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山英彦	君
総 務 課	長	清水一男	君
企 画 財 政 課	長	飯塚良一	君
税 務 課	長	石川篤	君
住 民 課	長	岡野寛之	君
福 祉 課	長	石田通夫	君
子 育 て 支 援 課	長	大野敏明	君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		秋山幸子	君
環 境 対 策 課	長	大津善男	君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		武藤武治	君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越直樹	君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一	君
会 計 課	長	菅田哲夫	君
学 校 教 育 課	長	寺田寛	君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 矢 口 敬 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成28年12月8日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者，11番五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） 4番通告，11番五十嵐辰雄でございます。今回は4点について質問します。

まず，1番ですが，住宅用火災警報器設置義務化による設置状況でございます。

住宅火災による犠牲者は，特に高齢者が年々増加し，火災に気づくのが遅れたことに原因があると思われ，住宅火災の約4割に当たります。

火災の初期段階で気がつき，早急に消火活動を行い避難していれば，犠牲は出ないというケースが多々あります。このような不幸な出来事が多く発生したため，消防法が改正されました。平成23年6月から，新築，既存住宅問わず，全国全ての住宅に対して住宅用火災警報器等の設置が義務づけられました。次のことについてお尋ねします。

(1) 住宅用火災警報器の設置状況と、未設置についての対応は、町当局はどのように行っていますか。

そして、利根町では現在、消防法による新築、既存住宅を問わずどのくらいの設置がありますか、もし設置しなければ、その法による啓発活動はどう行っていますか、お伺いします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問に対する答弁を求めます。
遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

住宅用火災警報器の設置状況と未設置についての対応はというご質問でございますが、町内の住宅用火災警報器の設置状況につきましては、利根消防署に確認したところ、町内において約7割弱の世帯が設置済みとなっている状況でございます。

また、未設置の住宅に対しましては、これまで利根消防署と連携しまして、住宅用火災警報器設置の推進を図るため、高齢者世帯等への防火診断の際や地場産業フェスティバルにおいて、普及啓発活動を行っているところでございます。

今後、利根消防署と連携しまして、住宅用火災警報器の普及啓発活動を行い、町の住宅用火災警報器設置率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは質問をいたします。

住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年はたちます。電池というのは大体10年間が耐用年数でございます。総務省の消防庁の推計では、全国で1,100万台くらいが電池の交換期に来ております。物があれば安心という先入観がありますけれども、火災警報器があっても作動するのが一番ですから、電池切れがないように、消防署を問わず利根町の総務課の防災担当の課においても、電池切れがないように、あとは作動確認も時々やったほうが良いと思うのです。そういう呼びかけをしてほしいと思うのです。

最近まで、11月中は役場の玄関ホールに稲敷地方広域消防本部ののぼりがありました。今は、のぼりは取り外してないようでございますが、町全体の役場を初め公民館、そういうところの公共施設にどのくらいののぼりを立てましたか。あとは、啓発活動も回覧とか何かで周知したほうが良いと思うのですが、そういう点も再度お伺いします。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 啓発活動につきましては、今、議員がおっしゃるとおり、消防法の改正によりまして新築住宅は平成18年6月1日から設置義務化がされまして、既存の建物につきましては平成21年6月1日から設置の義務化がされておりました。

当初、町としてもホームページ等で普及を図るよう啓発を行っております。

今ののぼり旗の件につきましては、ちょっと利根署に確認はしていないんですけれども、

各公共施設の大きいところには立てていると思います。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 課長，のぼり旗ですが，今は立っていないですね。やはりこれから火災の一番発生する乾燥する時期ですから，11月ごろ立てなくともいいけれども，冬は啓発活動にはのぼり旗が必要ですよね。

幾ら火災警報器があっても電池切れではしようがないから，耐用年数を確認して絶えず作動確認をするように，特に高齢者に対しては，そういった行いを励行するようにお願いします。7割弱では相当普及しております。

それから，住宅用の火災警報器ですけれども，消防法による火災警報器の設置基準ですね，例えば各家庭でもスペースの中に何カ所ぐらい設置したらいいか。1個では飾り物だからしようがないですね。1階，2階とか，あと火を使うところ，これは設置基準というのが平米数とか何かであると思うのですが，何個ぐらい必要でしょうか，基準についてひとつお知らせください，お願いします。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 住宅用火災警報器の設置基準及び設置場所ということでございますけれども，対象となる建物は寝室がある全ての建物が対象となります。

設置場所としましては，寝室全部と寝室がある階の階段の上部に設置するという事になっております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そうしますと，利根町の居住用住宅の世帯ですが，かなりの世帯がありますけれども，基準を満たすような設置個数は相当数だと思うのです。各家庭に1個では，ありませただって，これ看板倒れになってしまいますよね。やはり設置基準も各家庭によく知ってほしいと思うのです。それをお願いします。

次に3番でございますが，これは広報とねにもありましたけれども，稲敷広域消防本部では，利根町が住宅用火災警報器等配布モデル事業により，一般社団法人全国消防機器協会から住宅用火災警報器100個，それから，住宅用消火器25本，防災製品，これはエプロンとかアームカバーです。これが25組贈呈された。これをどのように活用していますか。これは広報とねの10月号に，写真入りで，利根町長が稲敷広域消防本部の石塚消防長から目録の贈呈式の写真がありますので，これは町の方は該当すれば相当もらえると思って期待していたんですけど，数が数だからもらえないで残念な方がかなりいると思うのです。これについて，どのように町では配分したかどうかお尋ねします。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 稲敷広域消防本部より贈呈されたものはどのように活用するのかというご質問でございますけれども，現在まだ配布はしておりません。今，検討中でございます。一般社団法人全国消防機器協会から住宅用火災警報器100個，住宅用消火

器25本、防災製品としてエプロンとアームカバー25組を贈呈されております。

この活用方法ですけれども、現在、高齢者世帯を対象に配布したいと考えております。今、福祉課と協議をしているところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） やはり町の行政は機敏さがありませんね。これは10月号だから、今は12月号の広報とねが配布されました。これから火災シーズンですから、もっと機敏な対応を、協議するのはいいけれども、大分数が少ないんですけれども協議に要する時間が相当長いと思うのですが、今現在の協議状況について、福祉課長、どんな協議をしていますか。まだ検討中ですか。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 現在の配布方法として考えておりますのは、高齢者のひとり世帯と申しあげましたけれども、数がやはり100個ということでございますので、年齢順に希望をとりまして、申し込みをいただいた世帯に配布する予定で、12月14日に予定されている民生委員の会議でご説明して、協力をいただきながら進めていくという方法で今考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） やはり高齢者の世帯の火災が相当あります。数は少ないけれども、希望はわからないんですけれども、もし希望に漏れた場合、町のほうで財政的な負担をして消火器と火災警報器をセットである程度助成策か何か、そういう考えはありますか。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今現在、助成制度につきましては、火災警報器や自動消火器などの生活支援用具という形で福祉課で実施しておりますけれども、65歳以上のひとり暮らし老人など、また、障害者等の方に対しまして、課税額によっては利用負担額がある場合などいろいろ資格条件はありますけれども、給付事業を実施しておりますので、そちらを利用していただければと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） その給付事業の状況についての把握は、お答え願えないでしょうか。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、ご質問にお答えいたします。

福祉課のほうで、ひとり暮らしの高齢者への支援としまして、65歳以上の体の弱い高齢者の方に対しまして、在宅老人日常生活用具給付等事業を実施しております。また、重度の障害のある方への支援としまして、日常生活用具給付等事業を実施しております。

この事業の給付の種類でございますけれども、両事業とも火災警報器、自動消火器、ま

たは電磁調理器などの給付でございます。

まず初めに、65歳以上の体の弱い高齢者の方などに対しての給付事業ということで、まず対象者の方なんですけれども、町内に居住する65歳以上の低所得の寝たきりの老人の方、65歳以上の体の弱いひとり暮らしの老人の方、65歳以上の体の弱い老人のみで暮らす世帯に対し給付するという事業でございます。

もう一つのほうの重度の障害のある方に対しての給付事業ですけれども、こちらも給付対象者の方は町内に居住し、身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方、または療育手帳A以上の方で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯に属する方に対し、給付する事業となっております。

今、議員のご質問に対しましては、火災警報器ということで質問がございますので、その火災警報器の給付につきましてお答えしたいと思います。

こちらの警報器につきましては、性能が、屋内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもので、両事業とも基準額が1万5,500円と定めてございます。

また、自己負担についても定めてございまして、65歳以上の体の弱い高齢者の方などに対しての給付事業では、生活保護法による被保護者の世帯と、生活中心者が前年所得税非課税世帯の利用者負担がゼロとなっております。ただ、これ以外の課税世帯では利用者負担がございます。

次に、重度障害のある方に対しての給付事業でございます。こちらは基準額1万5,500円がございまして、こちらにつきましては1割の負担ということで定めてございます。この1割負担ということにつきましては、障害者支援法に基づく事業におきまして、障害者の方の利用負担が原則1割負担となっておりますことから、1割負担という形で定めております。

こちらにも利用者負担の額が決められておりまして、こちらにつきましては1カ月に幾らということで世帯区分によって定めてございます。世帯区分が市町村民税非課税世帯の方で1万5,000円、非課税世帯で、こちらは障害者の年金収入と80万円を超える場合が2万4,600円、また課税世帯になりますと3万7,200円と負担額が決まっております、これを超えた分に対しては町が負担ということになっております。

今現在、福祉課のほうではこの2件の給付事業がございます。こちらにつきましては一定の要件を満たしている方につきましては、申請をいただいて給付という形をとっておりますけれども、それ以外の方につきましては、給付対象外ということでなっております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは次にまいります。これも助成関係ですが、高齢者のシルバーカー、これは手押し車のことを言っております。これを購入するときの助成策でございますが、火災警報器、消火器等にも関連しますけど、高齢者が手押し車を購入する

とき補助金等の助成策はありますかというのですが、特に歩行には問題ないんですが、足腰が弱く膝などが悪い高齢者の歩行を助ける手押し車、買い物などに行くときには相当利便性があります。町内でも手押し車を押して買い物をしている高齢者の姿を多く見受けられます。最近では、近所の商店街は、ほとんど個人商店は閉店状況です。食料品とか雑貨などの生活必需品は、スーパーマーケットとかコンビニエンスストア等に買い物に行きます。数が少ないですから、歩いて買い物、車で行く人もありますけれども、手押し車等を買う場合に、大体1万円から2万円ぐらいしますけれども、これも福祉の政策の一環として若干なりとも補助金、助成金等を考えてみてはどうかと思うのですが、それについて伺います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

シルバーカーを購入する際の助成策とのご質問でございますけれども、高齢化の進む中、10月で利根町は39.11%、11月39.21%と徐々に高齢化率が進んでいる現状を考えると、シルバーカーの需要はますます増加すると考えております。

現在、65歳以上で介護認定を受けると、利用できるサービスで福祉用具のレンタルや購入できる製品の中に、このシルバーカーは含まれておりません。

このようなことから、対象の高齢者や世帯の経済的負担を少しでも軽減できるよう、助成制度導入を今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 非常に前向きな、町単独で助成策を考えると、そういうありがたい町長の実のある答弁に感謝を申し上げます。ぜひ財源を捻出してもらってやってほしいと思うのです。

町長は勇気と英断がございます。ランドセルの支給事業、全国的に利根町がファースト、1番です。たしか新入生全児童に600万円近くの財源を投入して60周年記念事業の一環として支給した事業が、それがずっと恒久的になったということは非常にありがたいわけでございます。

それから、子育て支援についても50万円、100万円という、全国で例のないような手厚い保護でございます。これは未来に対する子供たちへの投資でございますが、高齢者は戦後、日本の復興に飲まず食わずで相当貢献しました。ですから、これからそういった福祉に対しても、国や県ができない隙間産業に対して手厚い補助、助成策を期待します。

これに関連しまして、せっかく船川議員も平成26年第1回定例議会で買い物弱者の支援について質問しております。船川議員も全国各地のそういった買い物弱者対策に対する質問をしましたので、その中のいろいろ細かい点もありますけれども、3点について非常に私も感銘しました。

買い物弱者の現状認識、それから、利根町のこれまでの取り組み、対応、今後の方向に

ついて質問して、町長の答弁ですと、歩いていく圏内、徒歩圏と申しますが、徒歩圏内にはスーパー等がなく、さらに交通手段がない高齢者などが買い物弱者として相当数いらっしゃるかと認識しております。また、今後もさらにふえると考えていますと、町長も買い物不便者に対して具体的に厚い施策をお願いいたします。

次にまいりますけれども、3番ですが、成年後見制度についてお尋ねします。

65歳以上の高齢者人口が、全国で3,000万人を超えております。総人口に占める割合が全国で約25%です。利根町では40%になろうとしております。これも現在、25%というのは日本国中の2割半が65歳以上です。4人に1人は高齢者でございます。そのうち大体15%が認知症だそうでございます。判断能力が衰えるのに備えて、そこで後見人という制度が平成12年度にできたと思うのですが、判断能力が衰えた認知症対策としまして後見人という制度がありますが、この後見人とは非常に難しい民法上の言葉ですが、なかなか一般社会では成年後見人という制度が理解できないですよ。

その成年後見人という人はどんな人なのか、何をしてくれるのか、それから、成年後見制度を知らないでいる人が相当いると思うのです。時々新聞等に出ますけれども、これは民法の改正時には相当各市町村、国や県でもパンフレット等をつくってやりましたけど、ちょっと今は下火になって、余りそういったのも目に触れないのが多うございまして、ここで担当課として成年後見という制度はどんなものか、ひとつご説明をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 成年後見人の利用の仕方ということでよろしいですか。

議員もご承知のとおり、成年後見制度は、認知症や知的障害及び精神障害などにより判断能力が不十分な方が経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、成年後見人などの支援者が法律行為を支援する制度であります。成年後見制度の家庭裁判所への申し立ては、本人、配偶者、4親等内の親族等が行うことができるとされております。

町民の皆様へのお知らせにつきましては、広報とねへの記事の掲載、パンフレットの配布によるものや、成年後見制度の講演会などを開催し、周知をしてまいりました。

講演会は、隔年で開催し、昨年12月18日に利根町図書館ホールにおいては、法テラス牛久法律事務所の所属弁護士の方に講師になっていただき開催をしております。

また、平成29年、来年の1月27日には利根町図書館ホールにおいて、「家族の支援が受けられない 高齢者・障がい者への支援」について、学習会を開催する予定でもございます。

今後も引き続きこの制度の周知を図っていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 町のほうでも、取り組みは相当やっていると思うのですが、最近の新聞とかテレビの報道によりますと、高齢者の運転事故が全国的に相当起こってお

ります。起こるときには毎日毎日、新聞、ラジオ、テレビ等の報道では高齢者の運転事故、死傷事故が発生しております。

そのほかに、報道されない小さな事故も相当数あると思うのですが、戦後の核家族化や都市化により、家族による地域の支え合いが崩れまして相互扶助制度が機能不全になってしまいました。家族を孤立から救うための制度や支援のあり方を考える必要があると思います。

行政でも、不断の力を入れていただかなくてはなりませんけれども、事故が発生してからは警察や司法の手によるしかないのですが、警察や司法の手に委ねる前の、事故を未然に防ぐことが必要でございます。成年後見制度を担当する課において、現在の取り組みでございますが、町長がおっしゃるように、これは講演会とか講習会ですが、これで質問の通告をしましたが、法定後見制度と任意後見制度、この両方についてのなかなか理解が乏しいものですから、法定と任意の後見制度の違いを質問したいんですけれども。

いざというときには、事故が発生する前に未然に任意の後見制度を活用して後見人を選んでおいたほうが良いと思うのです。そういった行政の指導は、それは範疇に入るかどうか、その点もお尋ねします。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えいたします。

後見制度についての法定後見制度と任意後見制度の二つの制度についてということでございますけれども、法定後見制度は、本人の判断能力が不十分な人に対する制度でございます。その判断能力の程度により、後見、保佐及び補助の三つに区分されてございます。その区分ごとによって違いますので、その辺もちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

成年後見と言いますものは、本人が1人で生活を送ることができなかつたり、また、1人で財産管理ができないというときに、本人の判断能力が全くないという場合に、家庭裁判所が後見開始の審判をするとともに、本人を援助する人として成年後見人を選任します。これが法定後見制度と言われるものでございます。

後見人は、質問にもございますが、どのような人なのかということもございますけれども、後見人は裁判所が本人、本人と言いますと被後見人に当たるんですけれども、にとってどのような弁護や支援が必要なのかを考慮しまして、家族、法律、福祉の専門家、この中には弁護士、司法書士、社会福祉士等が含まれてございます。また、福祉関係の公益法人などの適任者を後見人として選任します。選任された方を成年後見人ということでございます。

それで、何をしてくれるかということもございますけれども、成年後見制度では、財産管理と身上監護について支援が行われます。財産管理では現金や預貯金の管理、税金や水道、光熱水費など公共料金の支払い、不動産の管理、遺産分割などがございます。

また、身上監護と言われるものでは、介護、福祉サービス利用の手続、福祉施設への入退所の手続、または費用支払い、医療機関の受診に関する手続、要介護認定などの支援を行うということをしてくださるものがございます。

次に、保佐という後見人ですけれども、こちらにつきましては、本人が日常的な買い物程度は1人でできるのでございますけれども、金銭の貸借または不動産の売買等、重要な財産行為が1人でできないというように、本人の判断能力が著しく不十分な場合で、そのときにおきましても家庭裁判所が保佐開始の審判をするとともに、本人を援助する人を保佐人と選任します。

こちらにつきましても後見人と同様で、裁判所が、本人にとってどのような保護や支援が必要なかを考慮して、家族、法律、福祉の専門家、または福祉の公益法人などから適任者を保佐人ということで選任をいたします。

保佐が何をしてくれるかということでございますけれども、その保佐の開始の審判を受けた被保佐人でございますけれども、一定の重要な法律行為で、これは民法の13条第1項に記載されている行為を言うものですが、この規定されていることに対して、保佐人の同意がないとできないということがございます。

保佐人でございますけれども、その内容が本人の利益を害するものではないか注意をしながら、被保佐人に対して一番いい方法を選んで、それに沿って被保佐人を援助するということがございます。

先ほど民法の13条第1項、この行為というものは九つございますけれども、主なものとして預貯金の払い戻し、不動産の売却、介護契約の締結などを行っていただくということがございます。

あと、補助という後見制度がございますけれども、こちらは後見人、保佐人よりはまだ1人で重要な取り引き行為などは行えるんですけれども、まだ不安があるというような場合に家庭裁判所が審判をしまして本人を援助する人を選ぶと、これが補助人ということでございます。

補助人につきましても、同様なことが支援されるということがございます。

あと、任意後見制度ということでございますけれども、こちらにつきましては、本人がまだ判断能力があるうちに、将来的に判断能力が不十分になった場合に備えまして、あらかじめ自分が選んだ代理人に、判断能力が悪くなった場合、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務についてお願いするという契約でございます。

この契約につきましては、公証役場におきまして、公証人の作成する公正証書に基づいて結んでおくものがございます。その結んでおいた内容によって支援をしていただくという内容でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 相当、課長は成年後見制度については熟知しておりますね。

それで、もう少し聞きたいんですけども、高齢化が進み、老後の安心のためには、成年後見制度、任意後見制度、これをぜひ役場のほうでも勧めてほしいと思うのです。成年被後見人ですね、これは選挙権はあるんです。前の旧法の禁治産というのは選挙権がないんですね。これは法定でも任意でも、成年被後見人というのは有権者であって選挙権が行使できますので、安心してお任せできるんです。

確かに今、電話とかテレビとかで悪質な商法が多うございまして、財産管理や契約については自分でやっては間違いがありますので、法定とか任意の後見制度を十分に活用して、悪質な商法とか何かに引っかからないように、こういう場合にはこれは取り消すことができますので、ですから役場のほうでも、特に課長のほうで、制度をよくPRしてほしいと思うのです。法定でも任意でも、後見人も悪い人がおりますので、いい人を選んでほしいと思うのです。

それで（４）ですが、これは利根町の利根町成年後見制度支援事業実施要綱というのがあるんですね。これをよく見ましたけれども、大分くどく書いてあります。

きょう質問したいのは、成年後見制度の利用の促進に関する法律、これはことしの５月に施行されました。この中には市町村のやるべき責務、役割等も条文にありますので、これも含めて、これから成年後見制度の利用の促進に関する法律と利根町成年後見制度支援事業実施要綱がありますけれども、ことし５月に施行されました法律と関係しまして、要綱とはそれにマッチしない点はあるのかどうか、もし要綱等が多少変更があれば、現状に合ったように改正してほしいと思うのです。その点もお伺いします。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えいたします。

国のほうで進めております成年後見制度の利用の促進に関する法律でございますが、これに市町村の役割ということが書かれております。この法律の中に書いてありますことは、その市町村によって自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定して実施する責務を有すると規定されております。

それを受けておりまして、町におきまして成年後見制度支援事業実施要綱の中で、その支援の内容といたしまして、町が成年後見制度の申し立てや申し立て手数料、登記手数料、鑑定費用、その他申し立てに必要な費用と成年後見人等の報酬を負担するという一方で、町の実情にあわせて要綱を設定しているということで、私としては認識しております。

それで、この制度の周知ということでございますけれども、この周知に関しましては、福祉課のほうでパンフレットとか、先ほど講演会等におきましてもそういうものを周知して、なるべく住民の方で利用されたいという方がおりましたならば、福祉課のほうに相談していただきたいと思っております。

また、福祉課のほうではないんですけども、後見制度を利用する前の支援を必要とする場合等もございまして、こういう場合におきまして、町の社会福祉協議会のほうで支援を

しておる状況でもございます。

この支援の内容につきましては、社協だより12月号にお知らせしておりますので、そちらのほうを確認していただいて、なるべく必要とされる方は町のほうに相談していただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） どうも、わかりました。

最後の4番ですが、高額療養費の申請についてお尋ねします。

かいつまんで申し上げますと、国民健康保険と後期高齢者医療と二通りありますけれども、高額療養費の申請の方法ですが、国民健康保険と後期高齢者の場合は、同じ制度ですけど窓口対応が違うんですよ。

国保のほうは、役場のほうから通知が来れば、その通知を持って保険年金の係のほうへ医療給付支給決定通知書のはがき、あと印鑑、あと医療機関の発行した領収書、あと金融機関の振込口座番号、この4点セットで申請します。

後期高齢者のほうは4点セットで1回手続すれば、自動的に後期高齢者広域連合のほうから請求者の口座に高額療養費の分について送金されます。

手続が二通りあるんですけども、その点の違いについて、担当課のほうでお答えください。

○議長（井原正光君） 武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答え申し上げます。

高額医療費を支払ったときの高額療養費の払い戻し手続についてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、高額療養費制度は家計の医療費負担が過重にならないよう、1割から3割の自己負担金に対し、所得に応じて月額に一定の限度額を設け、支払いをその限度額の範囲内にとどめる制度でございます。

また、高額療養費の支給に関しましては、事前に申請して限度額適用認定証の交付を受け、医療機関等の窓口で保険証と一緒に提示することで、一定の限度額の支払いで済む現物給付と、それと、一旦、医療機関等の窓口で自己負担金を全額支払い、後日申請をして、一定の限度額を超えた部分を高額療養費として払い戻しを受ける償還払いの二つのパターンがございます。

ご質問は、償還払いにおける高額療養費の払い戻しの仕組みと、提出書類等についてと思われるので、償還払いでの後期高齢者医療制度と国民健康保険制度における手続の方法について、両制度で多少違いがございますので、それぞれ分けてご答弁申し上げます。

まず、後期高齢者医療制度における手続でございますが、被保険者が支払った自己負担金が高額療養費に該当した場合、茨城県後期高齢者医療広域連合から、その被保険者に対し受診をした月からおよそ3カ月後に、高額療養費支給申請書を送付いたしております。

被保険者またはその代理人の方は、送付されてきました申請書に必要事項を記入、押印していただきまして、保険証や高額療養費を振り込む金融機関名、口座番号がわかる預金通帳などや、マイナンバーの通知カードか個人番号カード、運転免許証などの身分を証明できるものを持参して、窓口で申請をしていただきます。

後期高齢者医療制度の場合は、厚生労働省通達によりまして、特例的な対応としまして、一度申請書を提出しますと、2回目以降の申請は不要となり、指定の口座に自動振り込みとなります。

次に、国民健康保険制度における手続きでございますが、被保険者が支払った自己負担金が高額療養費に該当した場合、町から、その世帯主の方に対し、受診をした月からおよそ3カ月後に高額療養費支給申請の案内を通知しております。

その通知を受けた世帯主、またはその代理人の方は、保険証や印鑑、医療機関の窓口で支払いをした自己負担金の領収書、高額療養費を振り込む金融機関名・口座番号がわかる預金通帳などや、マイナンバーの通知カードか個人番号カード、運転免許証などの身分を証明できるものを持参して、窓口で申請をしていただきます。

この国民健康保険制度の場合は、後期高齢者医療制度のような特例的な対応はなく、法令で毎回、申請書の提出が義務づけられております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 武藤課長、やはり後期高齢者と国民健康保険というのは、国のほうの制度が違うんですね。もっと市町村の、一番国民の末端の声を国でも聞いて簡単にできるような制度に移行願いたいですね。

もう一つ、国民健康保険ですけれども、これは医療機関発行の領収書を持参していますけれども、これ通知が来るのは医療機関で受診されてから3カ月も経過してからなんですね。その都度、領収書を保管していない方も多々あると思うのです。私も自分の経験ですけど、3カ月前に医療機関で受診して、全部の領収書を保管して紛失したものもあると思うのですが、そういう場合の対応ですが、これは担当課としてはいろいろ便宜を図ってもらっていると思うのですが、下々の声を国のほうに上げてもらって、もっと簡単にできないかと思うのです。

後期高齢者広域連合も、県内には44市町村ありますが、皆さん、便宜性があっていいと思うのです。国保は毎回、毎回、はがきとか4点セットを持っていくんですね。これ、何とかできないものですかね。簡単な方法で、その点、課長に聞いてもしようがないけれども、その点、考え方をお伺いします。

○議長（井原正光君） 武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） ただいま五十嵐議員がおっしゃったとおりだと、私も思っております。

それで、これは多くの自治体と同じことを思っておりまして、実は国保も後期のように、

一度の申請で済むようにできないでしょうかということ国の方に、地方分権の提案ということとしております。

内容でございますけれども、国保の被保険者は今、減少傾向にある中で、高齢者の割合が増加しております。それに伴いまして高額療養費に該当する件数も年々ふえてきております。五十嵐議員ご指摘のように、後期高齢者制度と同じに一度の申請で2回目以降の申請が不要になれば、被保険者の負担軽減と利便性が大幅に向上するほか、私たち町におきましても、窓口受付事務が大幅に削減できます。

このようなことから、我々保険者側、これは市町村や広域連合でございますけれども、国や県に対しまして、後期高齢者医療制度のような特例的な対応ができるよう規制の緩和の提案を行っております。それに対しまして、国からの回答、これはことし平成28年の回答でございますけれども、後期高齢者医療制度の高額療養費の支給に係る負担軽減は、対象者が高齢者であること、また、医療保険者間の異動が少ないことなどの理由から、特例的な対応をとっている。しかし、国民健康保険の場合は、社会保険に移ったり、国保に加入したりと医療保険者間の異動が多く、毎回の申請が不要な方法で高額療養費の支給、振り込みを行った場合には、過誤給付が多く発生することが考えられ、その場合、保険者は過誤給付分の返還請求等の事務が必要になるといった課題がある。それらの課題を踏まえつつ、どのような方法が可能か検討していきたいとの回答をいただいております。

引き続きまして、被保険者の負担軽減と利便性の向上、そして町における支給事務の削減を図るため、県を通じて国に対しまして規制緩和のお願いをしてみたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 課長、ひとつ頑張ってください。お願いします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5番通告者、6番船川京子議員。

〔6番船川京子君登壇〕

○6番（船川京子君） 通告5番、6番船川京子です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

若者の定住促進対策について。

利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、その人口ビジョン、総合戦略策定の背景で人口減少に歯どめをかけるための戦略として、「子育て支援」「教育環境」「若者の移

住・定住」を柱とした利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとしています。

また、町の最上位計画である総合振興計画と整合しつつ、子育て支援、教育環境、定住促進等のまち・ひと・しごと創生に関連する施策に特化したものとされています。この総合戦略の柱と位置づけられている、若者の移住・定住についてのお考えをお聞きしたいと思います。

利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、総合戦略の体系で六つの基本目標が掲げられ、子育てに関しては、基本目標1，とことん子育て応援“TONE”プロジェクト，基本目標2，学力と心を育む“TONE”プロジェクトとしています。

どちらの内容も、子育てに関する相談体制の充実や経済的支援、学力向上と豊かな心を育む教育環境の整備など、子育て世代の若い親御さんや保護者の方たちにとっては、期待が持て、大変喜ばれる事業だと認識しています。

このように、町の子供たちは中学を卒業するまで手厚い子育て支援を受けて育っていき、ほとんどの子供たちは利根町で義務教育課程を終了すると思います。

高校進学は各自の選択となり、子供本人の意思が大きくなっていくと思いますが、まだ高校はバスや自転車などを利用し、自宅から通学する学生が大半ではないでしょうか。そして、高校卒業後、個々の事情により町から出ていってしまう傾向が見られると思います。

特に大学生や専門学校生などが首都圏に住む場所をかえた場合、その地を足場に就活を行い、そのままその地で就職をし、親元にはなかなか戻っては来ないように感じています。

一方、利根町の実家で就活をする学生たちのほうが、幾らかでも自宅から通勤ができる職場に就職する可能性があるのではないかと考えます。多くの町民の方からは、手厚い子育て支援を行い、手塩にかけて町ぐるみで育てた子供たちが、みんな出ていってしまうなど、寂しさを感じさせる声や、町で生まれ、育った子供たちに社会人になっても利根町に住んでもらいたい、ここで結婚をして家族をつくってほしいなど、若者たちに町に残ってほしいと願うたくさんの方が聞かれます。

町の子育て支援は、主に義務教育課程終了までの子供たちを対象に、保護者に向けた支援との印象を強く持ちます。しかし、高校卒業後の進路選択は、住む場所も含め、子供自身の選択になっていくと考えます。

初めに申し上げましたが、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱には、若者の移住・定住が掲げられています。ゆえに、若者の移住・定住を目指すためには、若者本人たちに光を当て、若者本人たちに町の魅力やよさを感じていただかなければ、現状の改善に対する難しさは変わりにくいのではないのでしょうか。

若者の定住促進に対する町のお考えを、ちょうど2年前になりますが、平成26年第4回定例会でも質問させていただきました。その中で具体的にお聞きしている事業に関する調査・研究及び取り組みにおける進捗状況をお尋ねしたいと思います。

まず初めに、通学支援についてです。

最も高額な教育費を必要とする大学生、専門学校生などの交通費が家計に占める割合は大変大きな負担となっています。そのために、家族が駅まで送り迎えをしている家庭が多々見受けられます。地方自治体によっては、移住地からの通学を奨励し、通学助成金など支援をしているところもあることから、高校卒業後も自宅から通学、通勤ができる環境整備に対するお考えをお聞きしたところ、この通学助成金に対しては、公平性、公正性等をかんがみ、慎重に調査、検討をしてみたいとのお答えをいただきましたが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 船川議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成26年第4回定例会で質問した中から、通告書にある3点についての調査・研究及び取り組みの進捗状況はということでございますけれども、1点目の通学支援についてでございます。

学生がいる世帯の経済的支援として、通学助成金の支給とございましたが、若い世代の方々にも、学生の方もおれば社会人の方もおります。さらに、学生の通学だけを見ても、電車やバスなどの公共交通機関を利用する方もいれば、自家用車やバイク、自転車などを利用する方もおまして、交通手段についてもさまざまでございます。このような多様な状況から、学生に対する通学だけに助成金を支給することは、公平性を確保するのは難しいと考えており、通学助成金については支給する考えはございません。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、町内の若者が町から出ていってしまう大きな要因に、通学、通勤環境があると感じています。この改善に向けてどのようなお考えをお持ちでしょうか。また、調査・研究の取り組みや関係団体との交渉など、今までも、それから、現在、そして今後、どのような取り組みをお考えになっているのか、その内容をお聞かせください。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） まず、公共交通等につきまして、通学でいろいろ使われている方もいらっしゃいます。交通の便が悪いというのは前々から言われているところでございまして、調査はしております。ただ、なかなか出口が見出せないというか、なかなかいい施策が見つからない状況でございます。そのような中で、議員おっしゃられている、若者が利根町から出ていってしまうという、施策を、ちょっと切り口を変えて、今、企画財政課のほうでは練っております。

というのは、昨日の一般質問で町長がお答えしました「利根町元気プロジェクト！」というところで若者……。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 課長，途中で申しわけありません。ただいまの私の質問に対するお答えをいただきたいと思います。今，私がお尋ねしたのは，この通学及び，先ほど町長からもお答えをいただきました通勤環境の改善に向けてどのようなお考えをお持ちでしょうか。これに対しては現状難しいというお答えをいただきました。

その次にお尋ねしたのが，調査・研究の取り組みや関係団体などとの交渉も含めて，どのような対応をお考えになっているのかとお尋ねいたしました。

○議長（井原正光君） 改めまして飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 関係団体と言いますと，県のほうから実証実験をやってみないかという話はございました。ただ，その実証実験も茨城県内の中で，さらに稲敷市を中心としたものですので，利根町の場合，通学，通勤に布佐駅，取手駅というものがございます。それを提案したんですけれども，それがなかなか取り入れてもらえなかったということがございます。それは，利根町は，そこからはその実証実験は行わないとしました。

それと，民間のバス会社であるとかに関しましては，話は，そういう機会であるとか話す機会がございますので話はしておりますが，なかなか難しい状況でございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） わかりました。

通学支援に対しての考えは，現在は持ち合わせていらっしゃらないということ，大変よく理解いたしました。しかしながら，今後この課題は若者を町につなぎとめたいと思うのであれば，続いていく課題だと思いますので，通学支援という形でのお考えがないとしても，若者をつなぎとめておくための通学支援という助成金という形でなくても，ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは，2点目の質問に移らせていただきます。2点目は，若者やご家族のご意見などを知る必要性について，どのようなお考えなのかをお聞きいたしました。

それに対して，成人式や電子届け出システム，またSNSの活用などを考えていくとのお答えをいただきましたが，その対応についてお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは，2点目の若者やその家族のご意見などを知る必要性についてということでございますが，まず，若者の意見として，平成27年1月11日に開催されました成人式において，成人者を対象に「まちづくりに関するアンケート」を実施しております。しかしながら，成人式出席者101名のうち回答していただいたのが4名と，期待する成果を上げることができなかったことから，別の方法を検討してまいりたいと考えております。

また，若者がいる家族のご意見といたしましては，昨年，総合戦略策定時に住民の意見

聴取として、子育て世帯を含めた方々にアンケートを実施し、貴重なご意見をいただいております。

今後も、まちづくりを進める上で、若者やその家族からのご意見を伺うことは、町としても大変重要と考えており、次期総合振興計画策定時には、アンケートを実施するほか、さらに具体的な意見を聴取するため、町民の皆様が自由に意見や討議ができるワークショップ形式の場を設け、次期総合振興計画や将来のまちづくりに役立てていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 若者やそのご家族のご意見を知る必要性を感じていらっしゃる、なおかつ具体的にお聞きしていくとの態度はよく感じられましたが、そこでなんですけれども、子を持つ親なら、誰しも子供の将来についてはお考えになっていると思います。年齢によって温度差はあるかと思いますが、特に中学生をお持ちの保護者の方たちにとっては、すぐ目の前の課題だと思います。

利根町には高校はありませんので、中学生とそのご家族の方たちのご意見を積極的に受けとめることで、若者が町に残る可能性が、たとえ幾らかでもそのヒントが見えてくるのではないかと考えますが、このような中学生、また小学生などお持ちの保護者の方たちのご意見を積極的に受けとめていくという部分に関しては、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 中学生の保護者等に対してのアンケートであるとか、気持ち聞いてもらいたいかかということですが、中学生に関してアンケート等をとると、どうしても学校教育という面からのアンケートになるかと思えます。

我々としても、小学生であるとか、中学生であるとか、実際に利根町をどうしたいのか、どんなまちづくりをしていったら魅力的な町になるのかというものを、何らかの形で把握したいなと思っています。それが具体的にアンケートがいいのか、学校に出向いて子供たちとディスカッションをするのがいいのかというのはありますけれども、今後考えて、できるだけ早目にそれは実践したいと思っています。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） よろしく申し上げます。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。3点目は、町内商店で行われている日本ウェルネススポーツ大学の学生に限定されている学割サービスの対象範囲を、町からほかの大学や専門学校などに通う学生にまで広げることに対してのお考えをお聞きしたところ、ご協力いただいている店舗及び商工会と連携して学割サービスの対象範囲拡大について、検討してまいりたいと考えているとのお答えをいただきました。その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、この割引制度ですね、日本ウェルネススポーツ大学の生徒に限定されている学割サービスの対象範囲を拡大ということだと思うのですが、この割引制度は、そもそも割引制度ありきで創設したものではなく、ウェルネススポーツ大学が開学し、学生が初めて来る町で公共施設や飲食店等を探すのに、町でわかりやすくするためにキャンパスライフ応援マップを作成し、新入学生に配布しているものでございます。このマップには、公共施設、病院、飲食店等の紹介や場所を記した地図を掲載するほか、JR布佐駅とJR取手駅の時刻表を掲載しております。

割引制度につきましては、初めて利根町に来る学生に、町内の店舗を知ってもらい、より多く利用してもらうための付加価値として、町が各商店にお願いして行ったもので、他の大学に通う学生にまで広げるということになると趣旨が変わってしまうこととなりますので、今のところは対象範囲を広げる考えはございません。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） わかりました。2年前のお答えだと、ご協力いただいている店舗及び商工会と連携して学割サービスの対象範囲拡大について検討してまいりたいと考えているという、そのようなお答えをいただきました。

確かに、今おっしゃったように、最初のスタートの趣旨は違うかもしれませんが。しかしながら、町内にも学生はいるわけですから、それとは別のルートで町内の学生を支援するという視点に立って、この学割サービスの対象範囲の拡大について検討してまいりたいとお答えをいただいたと、そう理解をしていたんですけれども、今の町長のお答えだと、そうではないということを理解いたしましたので、この件に関して、今回はこれで結構です。

それでは、次の質問に移らせていただきます。成人式の運営についてお聞きしたいと思います。

20歳の若者が一堂に会する成人式は、町の魅力をアピールする最大のチャンスだと思います。今後の対応についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、成人式の運営についてのご質問でございますが、平成28年度利根町成人式につきましては、平成29年1月8日、日曜日、午後2時から、利根町公民館にて開催を予定しております。

成人式の運営は、新成人者による実行委員会を組織しまして、企画と当日の運営まで行っております。

議員ご指摘のとおり、町内の若人が一堂に会する成人式は、町の魅力をアピールできる絶好の機会であると考えております。

町のPR活動としましては、各課から依頼のあったリーフレット等を配布しております。また、成人式終了後、町公式ホームページにて成人式特集として写真などを掲載し、広く

事業のPRを行っております。

平成27年度の成人式からは、式典のアトラクションとして、町制施行60周年記念の事業で作成した、利根町紹介ビデオを上映しております。これは、利根町で生まれ育った若者が、実際の町の状況をどれだけ理解しているのだろうかという思いで上映をしております。今年度の成人式においても、この利根町紹介ビデオを上映しまして、若者に町の魅力を再認識していただきたいと考えております。

また、シルバー民主主義に代表されるように、若者の意見が政治的に反映されにくくなっており、高齢化率が増加している利根町においても例外ではございません。こうした状況を踏まえまして、成人式の式典の「成人者代表謝辞」の中で、町に対する提言・要望等を発言いただく予定となっております。これにより、町では若者の要望を把握して、成人者には町への認識を高めていただく予定であります。これらの施策により、若者の定住促進に少しでもつなげていきたいと考えております。

利根町の成人式は、毎年、参加率が80%を超える参加者がありまして、人気のあるイベントとなっております。実行委員会を充実させ、若者にとって魅力ある式典にし、町を再認識していただくことを念頭に置きたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今、教育長からお答えいただいた今後の成人式のあり方について、大いに期待を持っていきたいと思っております。

今、成人式のお答えの中で、若者の意見を聞いていきたいという部分が合ったかと思うのですが、先ほど関連いたしまして町長のお答えの中で、せっかく成人式でアンケートを行ったにもかかわらず、たった4名の回答しかなかったというお答えをいただきましたが、すみません、この、これしか回答がなかった、その要因は何だとお考えでしょうか。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） それではお答えいたします。

成人式ですけれども、高校を卒業して2年ぶりに会うと。そうしますと、同窓会のようにわいわいがやがや、やあ久しぶりだねという会話が弾みます。そのような中でアンケートやってやっても、なかなか相手にしてもらえないというのが実際あります。

この4件のアンケートにつきましても、実行委員の方々にお願いをしてやってもらったという経緯がございます。そのようなもので4件ということでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） つまり、若い人たちは、子供のころからここで育ってきて、高校生まで一緒の子もいれば、その後もこの町に住む子もいれば、てんでんばらばらになっていく子が多いと思うのですが、その子たちが一堂に会することでとても高揚もするでしょうし、楽しくもなるだろうし、いろいろな思いが膨らむときだと思っております。これは

利根町に対する愛着を植えつける大きなチャンスだと思います。ぜひこの部分をアンケートが返ってこなかったことは残念かもしれませんが、成人式の持つ意味というのが大変よくわかったのではないかと思います。ぜひともこの成人式を通し、何らかの形で若者にさらに、さらに利根町の魅力をアピールしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3番目として奨学金の返済支援に対するお考えをお尋ねしたいと思います。

経済的などの理由から進学が難しい学生が利用する奨学金制度、新たに返済不要の給付型奨学金の創設、また将来に向けての拡充など、政府で検討されてはいるものの、現段階では返済が必要な貸与型の奨学金を利用している学生がほとんどではないかと思います。

現在、日本では大学生の約半数が奨学金を借りています。利用者は卒業後、貸与総額や返済期間に応じて一定額を毎月返済していく必要があります。日本学生支援機構によれば、2014年度に同機構の奨学金を借りている大学生は全体の38.7%に上り、利用者は増加傾向にあることを明らかにしています。また、同機構の調査によると、奨学金返済の滞納者のうち、男性の44%、女性の75.2%が年収200万円未満、大学卒業後に就職しても低収入などの事情から返済の負担が重く、3カ月以上返済が滞納している人は約17万人に上ります。奨学金を返済したくとも返済できない実態が浮き彫りにされ、行政の支援が急がれているように感じています。

こうした事情を背景に、同機構広報課では、地域の人材確保策として奨学金の返済支援に乗り出す自治体は近年ふえているとの見解を示しています。利根町の多くの若者が進学や就職をすると出ていってしまうことが、町の人口減少の大きな原因にもなっていると感じています。首都40キロ圏内である利根町から通学、通勤をし、利根町に住み続ける魅力を少しでもこの地で育った子供たちにアピールしたい思いは募ります。一定の条件のもとで町が奨学金の返済を支援できるようになれば、学ぼうとする意欲を高め、町への定着にもつながるのではないかと考えます。奨学金の返済支援に対する町のお考えをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、奨学金の返済支援に対する町のお考えはというご質問でございますが、町が返済支援を行ったとしても、奨学金に対する返済支援が定住につながる施策であるとは考えにくく、さらに、奨学金を利用していない方や、就職される方々との公平性を考えた場合、公平性を確保できるとは考えにくいことから、現時点での奨学金に対する支援措置は考えておりません。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 現時点では考えておりませんときっぱり言われてしまいましたので、現時点での質問はこれで終わりにさせていただきます。

ただ、私も全国いろいろなところの対応を調査いたしましたところ、実際にこの奨学金

の返済支援に乗り出している自治体は多々ありますし、ふえている傾向もあります。また、地域によっては専門職に特化して取り組んでいるところもあります。

東京などは待機児童の大きな課題を抱えているので、保育士などに特化したり、また、看護師などに特化したりという形で奨学金支援制度を設けているところもあります。

必ずしもこれが直接的に、すぐに特効薬のように利根町の若者をつなぎとめておく施策になるかと言ったら、確かに疑問は残るかもしれません。しかしながら、全国ではいろいろな形で我が地域に若者を残そう、そのために使えるお金を費用対効果、また将来性も考えながら対応しているのが現実だと思います。

ちょっと考えていませんとスパッと切られたことは、気持ち的にとても寂しい気はしますが、現時点ではと付け加えていただきましたので、これから私ももっと精進をし、いろいろなことを調査・研究して町政につなげていきたいと思っておりますので、この奨学金返済支援に関しては、これで終わりたいと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。若者の定住促進対策について、2年前までを含めていろいろお尋ねしてまいりましたが、最後の質問になります。若者の移住・定住を人口減少に歯どめをかけるための戦略の柱として、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略からは具体的な取り組みや方向性が見えにくいと感じます。町としてはどのようなお考えをお持ちになり、この利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱に若者の移住・定住を入れているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 若者の移住・定住に対し、町としての考え方というご質問でございますが、町は若者の移住・定住の促進について、総合戦略の中でも重要な施策の一つと位置づけており、人口減少が進む中、特に、子育て世代を含めた若い世代の方々にとって、利根町に住みたいと実感できるようなまちづくりを進めているところでございます。

きのうの石井議員のご質問にもお答えいたしました。ことし8月に開催された利根町民納涼花火大会において「ゆかたde撮影会」を実施したところ、予想を超える数の元気な若者たちが浴衣で参加してくれまして、たくさんの輝く笑顔に出会うことができました。このような「町民の元気」こそ、町の活性化に必要な資源だと捉えているところでございます。

そこで、平成29年度から「利根町元気プロジェクト！」を始動し、子供や若者たちのやる気と元気を発掘したいと考えているところでございます。

これらの活動をフェイスブックやツイッターなどの町公式SNSで発信するほか、YouTubeで動画配信を行うなど、若い世代への情報を発信することで、利根町のイベントに興味を持っていただければと考えております。

期待される効果といたしましては、プロジェクトに参加した方には、「利根町って楽しい」というような感情が心に刻まれ、それが利根町に住み続けたいという気持ちに変わっ

ていくのではないかと考えているところでございます。

また、これらをSNS等を介して見る方にとっては、利根町の元気という魅力を感じていただければ、今後、子育て世代を含めた若者の移住・定住につながるものとも考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今、町として若者に移住・定住のために取り組み、考えているのは、これだけですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 船川議員もご存じのとおり、空き家バンク事業もその一環ですし、子育て環境、子育て支援、第2子に対して50万円、第3子に対して100万円もそうですし、また、子供のいる家族が町外などから来た場合は10万円、半端はありますけれども、そういうもろもろのことは既にやっておりますので、そういうものも含めてこれからそれにプラスアルファして、今回このプロジェクトを立ち上げたということでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） ちょっと担当課長にお尋ねしたいと思いますが、再三申し上げておりますように、今、町で行っていただいている子育て支援は、義務教育のお子さんをお持ちの親御さんに対する支援が主な印象があります。今回上程された議案で高校生まで医療費拡充が、これが議会で可決されれば実現の運びになるかと思いますが、私がお聞きしたいのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で若者の移住・定住を柱とされているわけですから、それには若者たち本人の意思があると思います。そういう意味では、さっきの教育長からいただいたお答えの成人式の取り組みは大変有効であると思います。それから、花火大会のゆかた祭りなども、本当に楽しいイベントだと思います。この元気プロジェクトも、どんな形でやっていくのか、その形態も見えませんが、まだこれからつくっていく段階なのではないかと思っておりますので構想中だと思います。

それらを含めて、若者本人が定住・移住するため、移住はまた別の視点になりますけれども、若者が定住するための魅力を実感として感じられる、そういったことは、何かお考えになっているのでしょうか。それとも、これがその実感につながる内容の事業なのだというのと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） それでは、元気プロジェクトのお話をしたいと思います。

昨年度、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございますが、総合戦略の基本目標4で「住むなら“TONE”プロジェクト」というのがございます。これを推進するための大きなくりの事業として、シティプロモーション事業をことしの4月から係を設けております。それと利根を楽しんでもらうコンテンツの拡充、これは町でやっている既存のイベント等でございますが、利根町元気プロジェクトでは、これらを推

進するために、より具体的な事業ということで新規事業でございます。

元気プロジェクトの発想でございますが、よく利根町で耳にするのは、利根町には何もないという言葉がございます。ことしに入って、シティプロモーションなどの研修会に参加する機会もありまして、いろいろと話を伺うと、まず、シティプロモーションというのは、ただあるものを発信するだけではだめですよと、何かテーマを決めてインパクトのあるものにしなければ、なかなかうまく機能しないと言われております。

そこで、利根町には何もない、ならつくればいいという発想を考えました。

では何をということになります。現在、特に若い世代に対する施策が手薄いということで、そこに着目しまして、若い世代が集まる場をつくることにより、元気を生み出そうと考えました。

若者の元気は町全体の活力にもつながり、利根町に愛着を持っていただける一つのツールだと考えております。このプロジェクトの先には、利根町に住み続けたい、利根町が大好きという思いを育むことにより、若者の心に刻もうというものでございます。

具体的にはまだ議員おっしゃるように構想段階ですので、企画はまだ変わっていくかと思いますが、一つ考えているのが映画であるとか、体育、歴史、グルメなど、さまざまなジャンルですね、これに若者が集まる部活のようなイメージで、余り難しくない簡単なイベントを企画しまして、そこに若者を集めていくというところから始めたいと思っております。

次に、集まった人たちがみずから楽しいと思えることを企画、実行していったら、年に1回ではなく、複数回できるようなものにしていきたいと考えております。

また、これをうまく実施していくためには、行政だけの力ではなかなか難しいと思っております。知識人であるとか、コミュニケーションイベントに精通した方々のコーディネーター、これが必要になってくるかと思っております。コーディネーターを配置して、最終的には利根町元気塾というものを確立していきたいと考えております。

町内外からの若者が集まれば、そこには出会いの場ということも考えられます。若者を中心として町が元気になること、そして出会いの場が広がるという好循環が生まれれば、町全体の活性化が図れるとともに、人口減少の緩和にもつながるものと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今、課長からご説明いただいた、あらあら理解はいたしました。ある意味、それが進んでいくと、これは町としてのコンセプトにも影響していく内容ではないかと思っております。

今、町は東京のベッドタウンとして発展を、基幹産業は農業ですけれども、現実はそので発展をしてきた部分が大きいかと思っております。その延長の中で、やっぱり首都圏の通勤者というのはまだ残っていますし、それがこれからの若者の視野に入っている現実もあると思っております。今の課長の構想をお伺いすると、どこを視点にこの町全体として発展させてい

くのかというところまで、ちょっと私自身はイメージーションしたところがあります。

いずれにしても、今おっしゃったような形で町の方向を進めていくというお考えであるならば、いろいろなこういった形の実益なんですけれども、今まで申し上げてきたことは一つ一つ実益で、お金もそうなんですけど、こういう形でやれば町に若者が残ってくれるんじゃないかというのが奨学金であったり、通学助成金であったりとか現実的なことを私は申し上げてきて、今後も全国の取り組み自治体の調査・研究を続けていこうとは考えているんですけれども、町としては、そういうことではなくて、今いる子供たちを集める、そしてイベントを行う、そこに協働のまちづくり的な感覚で利根町を、何と言うんですか、発展させていく、そういうお考えのもとにスタートすると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） お金を給付するであるとか、そういう現実的なところもあるかと思えます。それは各時代とともに、その支援が必要な方であるとか、そういう方に対しては必要かなと思えます。ただ、若者に対しては、そういった面よりは精神的な面、要するに心の面に訴えていきたいなと思っています。

町としても、人づくりをすることによっていろいろな相乗効果が出て、それが計り知れない力になると思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） まだ準備段階ということで、とても漠然としてよくわからない部分もありますけれども、成功することを期待させていただきたいと思えます。それと並行して、私も頑張って調査・研究も続けていきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。聴覚障害者等の支援についてお伺いいたします。

本年4月1日、障害者差別解消法が施行され、障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない。社会的障壁を取り除くための合理的配慮をすること、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことを定め、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。

聞こえの不自由な人を聴覚障害者と言いますが、聴覚障害の原因や種類、聞こえの程度などがさまざまのため、分類し定義することは非常に難しいと考えられています。補聴器などの装用によってある程度聞こえる方でも、周囲に雑音がある場所や、コンクリート壁面のような反響の多い場所などでは、会話が聞こえにくくなります。そのために放送や呼びかけに気づけず、うまくコミュニケーションがとれないなど、不便さを感じることもあるのではないかと思います。

また、加齢などにより補聴器を利用されていても、役場窓口などに相談に来られたとき、聞こえにくさに伴い、相談者の声や応対者の声が自然と大きくなり、周りに相談内容が知られることを懸念されている方の声も聞こえてきます。

聞こえの不十分な方がスムーズなコミュニケーションをとれるようにするために、補聴器の聞こえをよくする補聴援助システムとして磁気ループがあります。これには携帯も可能な軽量型で補助受話器が装着されているコンパクトタイプのももあります。それは加齢などで聞きづらくなった方にも、マイクを通して話すと、補助受話器を耳に当てている方に声の音量を上げて使えることができる便利な仕組みとなっています。

この磁気ループは、聞こえに困難さを感じている方に向け、大きな合理的配慮の提供につながるのではないかと考えます。全国的に導入する自治体が広がりを見せていますが、茨城県内でも土浦市が議場傍聴席や研修室、会議室などに、取手市が障害福祉課の窓口初め各出先機関窓口に、守谷市では福祉課窓口設置プラス日常生活用具の給付という形で導入しています。お隣の龍ヶ崎市にも設置され、稲敷市、河内町では検討され始めたと聞いています。

実際に補助受話器が装着されているタイプのもので設置されている龍ヶ崎市、取手市、守谷市の福祉課などの窓口へ行き、使用させていただきました。ささやき程度の声でも大変よく聞こえ、加速する高齢化の中、将来多くの方に喜ばれるサービスの提供につながるのではないかと感じました。では、聴覚障害者支援に対する次の2点についてお聞きしたいと思います。

1点目は、町における聴覚障害をお持ちの方及び難聴の方を含め、支援の現状について、支援される側、する側、それぞれの内容をお伺いいたします。

2点目は、磁気ループ導入に対する町のお考えをお伺いしたいと思います。

これら2点を一括して質問いたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

聴覚障害者等の支援につきまして、初めに支援される側、支援する側、それぞれの現状についてということでございますが、支援される側の対象者でございますが、聴覚障害による身体障害者手帳を取得している方、または聴覚障害による難病の受給者証を有している方が支援の対象となります。

支援する側となる町の支援の現状につきましては、補装具給付費を利用したの補聴器の購入と修理に係る補助、または日常生活用具給付費を利用したの聴覚障害者用屋内信号装置などの購入に対する補助を行っております。

また、身体障害者手帳を取得できない軽度、中等度の難聴児に対しましては、支給要件を満たしていれば補聴器の購入や修理の補助を行っております。

そのほかの支援としましては、医療機関に受診する場合など、手話通訳や要約筆記を必要とする方に対しましては、無償で手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業も実施しております。

それと2点目の磁気ループの導入についてということでございますけれども、磁気ルー

ブは、難聴者の聞こえを支援する設備で、補聴器を利用している方や難聴の方を補助するシステムでございます。

このシステムは、今後、高齢化が進む中、難聴者の増加も予想されることから、環境整備の一つの手段として考えられるところでもございます。

磁気ループ導入につきましては、現状を調査し検討してまいりたいと考えております。

先ほど船川議員ご指摘の取手市、守谷市、龍ヶ崎市、牛久市、河内町、稲敷市は検討中ということでございますけれども、1台当たり、あるメーカーのもので大体どこもこのメーカーを使っているみたいですが、1台当たり2万6,719円ということで、窓口に置いて、そういう方のプラスになればとは思いますが、ある市では、平成25年度に設置して今まで一度も使っていないという窓口もありますので、そこらも詳細に検討していかなければならないかとは思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 検討していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

今まで一度も使っていないというのは、多分テレホンコードのことじゃないか、テレホンスイッチのことではないかと思えます。先ほど申し上げた補助受話器が装着されているタイプのもので、この磁気ループというのはTスイッチを入れて利用するものなんですけれども、そのTスイッチを入れることが一度もなかったということで、補助受話器は利用されているのではないかと思えますが、担当課長、どうでしょうか。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えします。

ちょっとその辺の確認は今のところとれていないので、これからその辺を調査していきたいと思えます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

時間もあと少しなので、最後に、現在、聞こえに課題を持っている方への役場の窓口対応なんですけれども、これはどのように合理的配慮を提供されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えいたします。

窓口に来てちょっと聞こえが悪いというお客様に対しましては、そのお客様の状態にあわせて大きな声で理解を求めたり、また、筆談で対応される場合もございます。福祉課といたしましても、なるべくわかりやすいような対応をとってまいりたいと思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今、課長がおっしゃったように、声が大きくなるという現実があ

るかと思ひます。一番懸念されるのは、聞こえに困難さを伴う方は自然と自分の声が大きくなり、また、それにあわせて会話する相手方も大きくなっていく傾向が感じられます。となると、内容によっては周りに聞こえてしまったりとかという配慮をすることが望ましい場合もあるかと思ひますので、そういったことも踏まえまして、ぜひこの補助受話器装着の磁気ループの検討をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 7 分休憩

午後 3 時 2 0 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
6 番通告者、10 番若泉昌寿議員。

〔10 番若泉昌寿君登壇〕

○10 番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。6 番通告、若泉でございます。今回はいじめの問題につきまして、さらには産業廃棄物について、2 点を質問させていただきます。

まず、第 1 点目でございますが、いじめはいつでも本当にありますね。大人のいじめ、子供のいじめ、今回は特に小学校、中学校のいじめに対して質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2015 年度、茨城県内での認知したいじめは、小学校で前年度よりも 1,880 件の増で全体では 4,853 件がありました。中学校でも 408 件増の全体では 2,064 件と大幅に増加いたしました。この数字は、実際にいじめがふえたということではないのですが、毎年このくらいの数字はあるんです。あるんですが、今回、積極的に、積極的に調査をいたしましたので、これだけの数字が把握したということでございますので、これに対しまして、そこで 2015 年度の町内小学校、中学校で認知した件数、これは利根町ですが、下記の件についてお願ひいたします。

認知した件数、町内小学校、中学校をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは自席で行います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質問に対する答弁を求めます。
杉山教育長。

〔教育長杉山英彦君登壇〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、若泉議員のご質問にお答えいたします。

いじめを認知した件数でございますが、平成 27 年度は利根町の小学校で 17 件、中学校で 11 件です。主な内容としましては、冷やかしかからかいなどでございますが、平成 26 年度の認知件数は小学校が 8 件、中学校が 1 件でした。

ちなみに、先ほども出ましたけれども、茨城県全体での平成27年度のいじめの認知件数は小学校が4,853件、中学校が2,064件であり、いじめの態様ですが、冷やかしやからかいが最も多く4,290件と報告されております。

このいじめの認知件数についてですが、近年増加傾向にあるということで、これは、いじめを認知とする解釈が教職員に浸透してきたことが要因と考えられます。今まで、軽微な冷やかしやからかいについては、いじめとして認知していないケースがありました。しかし現在は、被害者がいじめと訴えた場合は、全ていじめと認知し、対応していくという現状にあります。このような背景もあり、いじめの認知件数が増加したと考えられます。

あとは自席で。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ただいま教育長のほうから報告がありましたとおり、小学校で17件、中学校で11件ということでございますが、このいじめというのは、いじめる側、それから、いじめられる側、いじめられる側はいじめに遭っているんだよとそういうふうになっている方もいます。しかし、その逆にいじている側のほうから見ると、僕はいじめていないよ、僕はちょっと言っただけだよと、その差があると思うのです。でも、いじているほうは、心の悩みとか痛みはないわけです。ただ、いじめられているほうは、自分がいじめられたという認識を持っていますので、結局それが尾を引いて、しまいには学校を拒否したり何かして、そういうふうに進んでいくと思うのです。

ですから、いじめというのはすごく見極めが難しいと思いますけれども、いずれにしてもいじめというものはなくなるはずですね。ですから、利根町ではこういうことはありませんけれども、自殺までするという子供まで出ますから、ですからそのようにならないように何とか、利根町からいじめというものが絶対になくなるということはないと思いますけれども、これからもしっかりとやっていかなくちゃならないのかなと思います。

これはこれで数字がわかりましたので、次の2番目のほうに行きたいと思います。今までより積極的に調査したことと思いますが、どのように内容を調査したのか、それを伺っていききたいと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今までより積極的に調査はいろいろな部分でしております。本当に先ほども言いましたように、些細なことでもいじめにつながる、そしてそれを発見して早期対応をしていかないと、だんだん傷が深くなっていきますので、その調査の方法でございますが、一つには、通常これはそれぞれの小学校、中学校で行っておるアンケート調査、学期に1回の割合で児童生徒を対象に行っております。町内の小中学校では年間3回の調査を行っており、これは学校だより等において、その実情的な部分は出していないと思いますが、数字的な部分は公表しております。

また、多い学校では年間1学期、2学期あたりは2回ぐらいずつ、その状況に応じてア

ンケート調査を行っている学校もございます。

ただ、そのアンケートだけではなかなか実質が見えてこない部分がございますので、そのほかの部分で教育相談、三者面談、スクールカウンセラーとの面談によって把握される場合もございます。ときに児童生徒、保護者からの直接的な訴え、うちの子ちょっとおかしいんですけどと学校に連絡があったりとかってありますよね、そういう訴えもございます。さらに、児童生徒の授業の様子、何かきょうこの子おかしいな、元気がないなという授業を見ている中でいじめを把握する場合もございます。それから、休み時間、放課後、部活動などの様子を見ている中で、教職員がいじめを発見する場合もございます。

今までより積極的に調査ということは、些細な事案でもいじめを認知し対応していることで件数がふえているということもございますが、ただ、今言った以外に休み時間、先生がいないところ、それから、放課後、部活動のところで先生の見えていないところで何か起こるいじめについては、なかなか掌握仕切れない部分がございます。

最近、一番厄介なのが、携帯やスマホにおけるメールとか、そういう誹謗中傷するような中身でございます。これは本当に当事者同士でないとわからない部分がございます。そういう情報化社会の中でのひずみと言いますか、そういう部分での一面が最近は多くなっている傾向がございます。

いじめはあってはならない行為だと認識しておりますので、いじめを認知した場合には、事実確認を行い、すぐに対応するように努めております。

また、いじめについては、未然に防止をする、いじめが起これないようにするために、それぞれの学校において集会やフォーラム等を行い、計画的にいじめ防止について行っているという取り組みを進んでやっております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、いろいろ教育長からご意見を聞きましたけれども、一つここで伺いたいんですが、教育長は家庭環境というのはどのように考えていますか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 質問が一つ先に行ったようですが、家庭環境についてではなくと言うよりも、家庭環境に限らず、いろいろな要因があると思います。ちょっとした一言でいじめにつながる部分がございます。そういう部分では、友達同士で、子供ですから、さまざまな影響が、事柄があると思いますけれども、何気ない一言が相手を傷つけてしまう、そういう部分でいじめに発展するとか、いじめだと認識される場合がございます。

非常にそのようなことを言われた子供たちの気持ちを思うと、胸が本当に痛む思いでございます。

子供はその場で思ったことを口にしてしまうことがありますので、そのようなことがないよう、道徳教育を含め、心の耕しを図っていく、そのような取り組みを各学校にお願いしているところです。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、私、家庭環境ということを知りましたけれども、いじめられる子というのは、どちらかと言うとおとなしいですね。いじめるほうは、どちらかと言うと親分肌というか、そのような傾向があると思うのです。ですから、家庭環境にも大分いじめにつながるものが左右されるのかなと思います。

例えばの話、自分の子供が保育園、それから、小学校、その辺までは親子の間では常に会話とか何かはやっていると思うのです。これが小学生を過ぎて中学生あたりになると、どうしても親と話をする機会というのがなくなってくる。そうすると、親から見て、自分の子供の考え方というのが少しわからなくなってくると、そういう傾向もあると思うのです。

子供も親と余り話をしないですから、例えばの話、いじめに本人は遭っていると自覚していても、親になかなか言わない。先生にも言わない。ですから、自分がいじめに遭っているんだなと感じたら、先生とか親とかにすぐ話をすれば、それはそこですぐとまるかもしれないけれども、なかなかそのときに言えない、どうしてもおとなしい子とか、そういう子は言えないんです。そうしますと、いじめる側は、いじめるのがおもしろいとか、楽しいとか、結局、ちょっとこの子に対していじめますよね。そうしますと逆に突っかかかっていかない、いじめられっ放し、それがいじめるほうは楽しいと、楽しいというのはちょっと語弊がありますが、いじめ甲斐があると、そういうのがだんだん尾を引いてしまうのかと思うのです。

ですから、いじめられた子が、「何言っているの」って突っかかかっていくような元気のある子だったら、わりかしその子はいじめられない。1回はそれをやられるかもしれない。そういうおとなしさがあるから余計そうなんじゃないかなと、私はそのように思っているんです。

ですから、いじめを防ぐには、まず先ほど教育長が言っていましたけれども、常にアンケートをとったり、それから、PTA等とそういう話をしたり、そういうものを常に回数が1回とか2回とか3回でなくて、常に持つていくようにしないと、それで先生と保護者の間もいじめに関して機会ある、例えば授業参観日とか、そのほか、保護者が学校へ来るときの機会がいろいろありますよね。そのときもいじめに関して、現状はこうなんですよ、例えば利根中なら利根中、その保護者に対しても現状いじめに関してはこうなんですよと、実際あったことをはっきり言ってあげたほうがいいと思います。保護者に対して、隠さないでそのように言ってあげたほうが、私はいいのかなと思いますけれども、そういう考えは、なかなか学校側から正直に保護者の方に、今のところ何件ありますとか、それは言いづらいかもしれないけれども、私はそれは保護者に対して言ってあげたほうがいいと思いますが、教育長としてはどう思いますか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今、議員がおっしゃるとおりです。いじめについては、いろいろなケースがあるかなと思います。一概にこうだという結論は出せないんですけども、集団で生活をしておりますから、自分はいいと思っても相手がそう思わない部分もございます。まして、いじめられる側もやり返せばいいやとか、我々の大人の考えで思う部分はありますけれども、友達の中でルールがありまして、なかなかそれが改善できない部分もございます。

そして中学校あたりになると友達関係が強いので、親にも先生にもそういう悩みを相談できない。そういう状況もあると思います。ですから、先ほどおっしゃられたとおり、アンケート以外にもいろいろな場面でそういう状況を十分に把握して、すぐに対応していくように進めていかなければならないと思います。

本当にいじめはあってはならないことであって、もしそういう行為やそういう状況を把握した場合にはすぐに対応すると、学校側から働きかけていきたいなと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 現状で保護者、例えばPTA懇談会とか何か年に1回ありますよね。そのほかにもあると思いますけれども、そのときは保護者の方がいっぱい来ているわけですから、その中でいじめのお話とかが学校側からとか、そういうことは今現在やっているんですか。それとも、それは全然やっていないんですか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） そういう緊急事案といいますか、学級懇談の場で情報提供ですけども、誰々さんがちょっとおかしいんじゃないか、元気がないんじゃないかというところで、そういう保護者会の中での話し合いとかも持たれますし、先ほど言いましたように個人面談等で親御さんと学校の先生方が話し合う中での対応とか、そういうのもございます。

何度も言うようにですけども、いろいろなお子さん、いろいろな家庭環境、いろいろな地域の実情もございますので、本当にいじめを改善する、対応していくというのは非常に難しいかなと思うのですが、一つ一つその事案を細かく見ていきながら対応させていただくというのが現状かなと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） どういう策をとっても、いじめというのはなくなるかもしれないかもしれませんが、やはり親とすれば、自分の子供がいじめに遭っているとか、いじめているというのは、これはなかなかわからないもので、親とすればいじめに遭っても困りますから、ですから、そういうところは親もしっかりしなければいけません。

古い話、私、高校のときに一度PTA会長をやったことがあるんですよ。そのときに入学式をやりました。その後、PTAの総会とかそういうのをやりましたけれども、私、会長やったもので、そのときはっきり言いました。今回はこの何百人入学しましたけれども、

この中では必ず学校に来なくなる子がいるんですよ。それは保護者の前ですからね、生徒はいませんか、ですから皆さん十二分に、自分の子供なんですからよく毎日注意して、それで元気に学校に来られるようにぜひともお願いしますと、そういうこと私言ったことあるんですよ。

そんなこと言うということがちょっと私は躊躇したんですが、でも言いました。いずれにしても、親にしてみれば遭わないのが一番いいわけですから、子供も結局いじめに遭わないのがいい。ただ、どうしてもいじめる側とすると、なかなかこれは何ともできないんですが、そこで今回、このいじめに関しては教育長に聞くのが一番いいのですが、あえて私、町長はいじめに関してどのように思っているのかちょっと通告しましたので、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

いじめについてということでございますけれども、結論から先に申し上げますと、いじめは絶対にあってはならないことだと考えております。しかしながら、現状を見ますと、利根町においてもいじめが発生しているというのが現状でございます。

いじめはどの学校にも、どの児童生徒にも起こり得ることと認識しております。学校現場の先生方には、いじめがない安全で安心な学校生活を送れるよう日々対応をお願いしているところでございます。

そのためにも、未然防止やいじめの早期発見、早期対応が重要であることから、各小中学校においては、校長のリーダーシップのもと、迅速に、的確にそして組織的に取り組むようお願いをしているところでもございます。

また、町といたしましては、平成26年7月に利根町いじめ防止基本方針を策定し、これを受けて各学校でも、いじめ防止基本方針を策定し取り組んでいただいているところでございます。

冒頭でも述べましたように、いじめについてはあってはならないことであり、先ほどから教育長の答弁の中にありますように、いじめが発生した場合は、迅速に誠意を持って対応していくという考えであります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長もいじめがあっては絶対にならないと、確かにそうですね。町長もいじめに関しては、しっかりと心構えをしてやってくれるとは思いますが、一つお聞きしたいんですが、町長、これまで例えば生徒とかの集まりとか、そういうときにいじめに関しての話とか、そういうことはしたことはありますか。どうですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

うちの孫も同居しているんですけども、学校等であった話、まだ2年生と4年生なの

でいろいろ話をしてくれるんですけども、いじめとまではいかないですけども、そのような話は聞くことはあります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 私が町長に伺ったのは、お孫さんの家庭内の話じゃなくて、町長として、町の長として生徒の集まり、例えばそういうときに機会があるじゃないですか、そのときに長として、いじめはだめなんだよと、そういうお話をしたことはありますかと、それを聞いたんです、内輪の話でなく。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） いじめということで話を、PTAの会の皆さんと話したことはございません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ぜひとも、利根町の長ですから、教育長、学校関係にばかり任せないで町長もみずから、いじめがあってははいけませんから、そのように努力していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

それで次の質問ですが、教育委員会は毎月1回会合を開いていますよね。毎月開いていないですか、開いていますよね。それで当然毎月開いている会合の中ではいろいろなものが、相談しなきゃいけないもの、それは重点的にやるんでしょうが、いじめに関してはどんな感じで、1年に12回あるんですが、その中でそういう話が出ているのか、出ていないのかちょっとお伺ひしたい。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今おっしゃられたとおり、教育委員会定例会は月1回、臨時で行う場合もございますけれども、その定例会におきまして、本町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に、それを進めるということで、現在、委員会の中ではそのようないじめに対する重大事態の発生がないので、話は今のところはありません。

しかし、審議事項ではないんですけども、その他の案件等で教育委員方も地域の方々から、うちの子、学校に行きたくないんだとか、いじめに関するお話を伺って、その他の案件の中でそれぞれの委員の意見を聞いたりとか、教育委員会の対応等については話し合いが、具体的にこうだった、ああだったといういじめの内容についてのことについては、ちょっと差し控えさせていただきたいなと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 委員会の中では、先ほど冒頭に言いましたように、小学生で17件、中学校11件のいじめと思うことが実際にあったわけですよ。そうしますと、この町内にいじめはあるわけです。そのいじめがあるということは、たしかなんですけども、それは委員会の方には、こういういじめがあったとかないとか、ケースとか何か、そういう報告とか、そういうのは受けてはいないんですか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） アンケートの調査結果等で件数は、先ほど言いましたとおりなんですが、具体的内容については、重大事項につきましては、学校でこういうことがありましたということで、こういう対応をしましてという報告はあります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、いじめの内容の報告はあります。ですから、委員会の皆さんはそれは承知しているんですよ。それに対して、じゃあいじめを何とかなくなるように、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいとか、教育委員会としての考え方とか、そういう話し合いは持っていないということですか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 先ほど言いましたように、報告があった時点で学校側の対応とこのをしていただいておりますので、こうこういじめがあったのでこういう対応をして解決しましたという結果報告はいただいております。

もちろん今おっしゃられたように、事案が継続していたりする場合は、じゃあこういうふうにやったらいいんじゃないのとか、そういう指導的立場を含めてアドバイスのことは、学校側にも連絡をさせていただいております。ただ、教育委員会の中でそういう事案があってという話し合いは、今までは持っていないという状況です。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、学校側から教育委員会のほうへ、こういういじめがありましたよと、その報告がありました。解決しましたのでと、今、教育長は言いましたよね。解決しましたのでということは、いじめ全てが解決したわけではないでしょう、まだもやもやとして残っているわけでしょうよ。ですから、それは解決ではないですよ。解決した案件もありますね、事件も、そういうものもあります。ただ全てが解決したわけではないでしょう。

そういうことに関して、教育委員会としては何とかいじめを、学校側から報告があったにしろ、教育委員会として、このようにこのいじめは考えてあげたほうがいいとか、今後もしじめが出ないように検討して考えましようとか、そういうことを私は伺ったんですが。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） おっしゃるとおりなんですけど、現在進行形のいじめがあった場合は、いろいろな関係機関と協力をとって、学校だけに任せておくのではなくて、教育委員会として教育相談とかスクールカウンセラーとか、そういう専門機関の方々のアドバイスを学校側に投入するとか、そういう話を持ちながら委員会として学校側をバックアップしていく。

定例の教育委員会の中でそういう話があったかというお話ですが、教育委員会のその他の案件で、それはスクールカウンセラーの先生に話をしたらどうだとか、そういう話し合

いはします。そこから学校側にいい方策といいますか、対応の仕方について指導していきなりアドバイスをしていくという今の現状、流れでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） あともう一つお聞きしたいんですが、各学校の校長会というのがありますよね。校長会の中ではいじめに関してはどのような会議というか、話し合いというか、そういうのは持っていますか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 校長会も月1回定例会を行っております。もちろん臨時の校長会とかもございますけれども、町内の四つしかない小中学校ですから、それぞれの学校での問題点、これはいじめにかかわらずいろいろな情報交換の中で、うちの学校ではこんなことがあるんだという事案を出していただいて、それについてそれぞれの校長先生方の見識のもと、話し合いを持って、じゃあこういう取り組みをやってみようとか、もちろんその中には教育長も入りますし、学校教育課も入りますので、そういういろいろなアドバイスをしながら対応をしております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） それで前に戻るような話で申しわけないんですが、今、いじめに一応遭っている、見なされているというケースの報告がありましたよね。それで登校を拒否している子は、今現在いるんですか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） いじめによる不登校はございません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） いずれにしましても、いじめというものは本当に学校側にしたら大きな問題でございます、これをゼロにするということはなかなか難しいと思います。しかしながら、いじめというのはやっている子も悲惨になるし、また、やられている子は本当に大変なことです。何とか学校を初め、教育委員会、教育長、それから、地域住民も努力してやっていかないとなかなか少なくなるのかなと思いますので、ぜひともこれからも手を抜かないで、何とか少しでも少なくなるようお願いしたいと思います。

いじめに関してはこれで終わりたいと思います。

それでは、2問目の産業廃棄物についてお伺いします。

利根町布川太子堂、ちょっと番地がわからなかったもので、元高橋物流の跡地に産業廃棄物が搬入されて約2年になります。敷地内の分別作業が平成28年10月31日までの期限となっている。これは実際に掲示されているんですよ。だがまだ終わっていないので、この件に関して町は承知しているのかお伺いします。

それで、1番目として発注者、これは有限会社常陽ビルドと常に話し合いはしているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） ただいま緊急事案が発生したということで、杉山教育長が退席いたします。

若泉議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

○町長（遠山 務君） 有限会社常陽ビルドとは常に話し合いはしているのかということですが、太子堂の産業廃棄物の件に関しましては、周辺住民の方にはご心配をおかけしているところがございます。平成27年3月18日に、無許可で産業廃棄物混じりの土砂が搬入しているのを確認し、産業廃棄物関係の所管であります県南県民センターに通報しております。

その後は、当該業者に対して、県と町で現況復元するように、口頭での注意や撤去指示書を交付し、さらに県から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条の規定に基づく報告の提出を指示するなどの行政指導を行ってまいりました。

本年4月14日になり、産業廃棄物を搬出するために、当該業者から土砂と産業廃棄物の分別作業を依頼された業者が打ち合わせに来庁し、4月から10月末までに、産業廃棄物と土砂に分別した上で撤去するとの報告を受けております。

作業開始以降は、5月から7月にかけて作業現場での確認や県南県民センターでの打ち合わせを通して、分別について指導してきております。

7月14日には、県南県民センターで、県、町、当該業者の三者で打ち合わせ会議を行い、分別した土砂の産業廃棄物の混合割合を分析した結果を示して、当該業者に対し、さらに細かく分別するように指導もしております。

その後、県南県民センターと当該業者が分別処理に関し話し合いが行われ、11月に入ってから県南県民センターより、今後は分別処理をせずに県の許可を受けた最終処分場に搬入する方向で積極的に検討しているとの連絡をいただいております。

○議長（井原正光君） ただいま杉山教育長が入場いたしました。

若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、分別は終わっているわけですか。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 今の現段階では終わっておりません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 終わっておりませんという課長の答弁なのですが、あそこに記載されているのは平成28年10月31日までとなっておりますね。ですからまだ期限はありますけれども、その間、全然何もやっていないような状況なんですけど、そのままで置いておくわけ。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 現状のお話ですけれども、当初、当該業者のほうではあ

そここのところに山積みになっています産業廃棄物混じりの残土、それを土と産廃に分けて別々に処理するといったような作業を10月までにやるということをやっておりました。

途中で、分けた残土と産業廃棄物の部分の土の部分ですね、そちらのほうの産業廃棄物の混入率の検査を行いました。その結果ですけれども、混入率が高かったため、せっかく分けた土なんですけれども、それは持っていけないという状態が続いてございました。

県南県民センターのほうで、さらにもっと細かく分類をしてくださいという指示を業者のほうにしたわけなんですけれども、それをやるのには、今コストがかなりかかるということで、再度違う処分の方法を検討しているということでございます。

次の検討の処分方法ですけれども、先ほど町長の答弁の中にもあったんですけれども、分別をしないで、そのまま県の最終処分場のほうに持っていくということを検討していると。今そのような状態でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 利根町、地元とすれば、10月まででなく、一日も早くこれは課長が言ったように、分別しないで持って行ってもらいたい、それが一番いいと思うのです。またここでさらに分ける、仕分けするとなると、課長が言っていましたけれども、コストが高いからなかなかできないよと。ということは向こうの勝手なんだよね。我々地元というか、利根町から見たら、それでは本当から言えば通用しないわけよ。コストが高いからやらないよとか、そういうことでなくて、ですから、町とすれば分別をあそこでやるんじゃないかと、一気に最終処分場のほうへ持って行っていただけるように、これは言ってもらわないとしようがないと思うのですが、いつまでもあのまま置いても困る。

そもそもあそこに搬入されたというのは、これ一つの許可なく持ってこられた、違反なんでしょう、その点はどうなんですか。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） あの場所に持ってきたというのは、許可も取っておりませんので違法でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 課長が言うように、許可もなくあそこに搬入されたということは、完全なる違反なんですから、町としても強く言える立場だと思っております。ですから、あの辺の周りの住民も大変困っています。

あそこは浄化センターの通りなんです。ですから、絶えず車が通って、犬を連れて散歩する方、いろいろ結構通っているんですよ。そこに産業廃棄物というのがどんと置いてあるわけですから、それは町としても何とか一日も早くやってもらわないと困るな、私は常々思っていたんですが、そういう事情で、ただ、コストが高いからだめだとか、そういうことでなくて、町長、どうなんですか、もう少し強く言って、そのまま分別はそういう状況だったらいいですから、産業廃棄物として処理場のほうに持って行ってもらえる

ような可能性というのは、今現在でどうなんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほども申し上げましたとおり、最初は分別するというところからございましたけれども、最終的に三者で協議した結果、県の許可を受けた最終処分場に搬入する方向で、業者のほうは積極的に検討しているということをございますので、その動向を今見極めているところをございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 三者というのは、県と業者、あと県南、どこなんですか三者、利根町は入っていないんでしょう。

○町長（遠山 務君） 県南県民センターというのは県ですから。

○10番（若泉昌寿君） ああ、そうか。じゃあ利根町も入っているわけ。

利根町もそれで了解したということですか。だって、そういうことになっちゃいますよ。それでいいですよということなんですか、町長。三者で話し合った結果がそうなったということは。

○町長（遠山 務君） 県の許可を受けた最終処分場に分別しないで業者がそっくり持っていくということなので、それで大至急やっていただきたいということです。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） さっきの課長の言うのと違うでしょうよ。

「さらに分別して」って、さらに分別して持っていくということなんだけれども、今はコストが高いからそれができませんよって、そういう話でしょう、課長、違うの。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 最初の分別に関しては、重機でふるってやって、その残った土のほうを検査したときに、まだ産廃の入っている率が高いということですので、このままでは残土として使えないよというような結果が出ましたので、もっとさらに細かくふるって極力産廃が入っていない状態で土のほうは使ってくださいと。ふるいにかけて残った産業廃棄物のほうは産廃業者のほうにといた流れで行こうかなと思ったところだったんですけども、それでは先ほど言ったようにコストがかかってしまうということで、今までやったのは今のところそのままなんですけれども、それも含めて県の許可を受けた最終処分場というのがございますので、そちらのほうに運ぶといたところをございます。

その協議を行ったのは、7月14日に協議を行っています。

その結果、県南県民センターと業者の話し合いで、最終処分場のほうに持っていくということを検討しているということが話し合われたところをございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ちょっと私理解できないんだけど、今現状では完全に全部仕分けができていないわけだね。それで先ほど言った課長の話では、これからさらにそれを

区分けするわけでしょう、先ほどそう言ったでしょうよ。違うの。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 三者で7月14日に行っただと、それでその時点では分別して処理しなさいよということだったんですけれども、その分別が容易に進まないということで、11月になっても期限が来ても、10月いっぱいですから、期限が来ても終わらないので、それで県南県民センターのほうの指導で、じゃあ県の許可をいただいている受け入れ場所へ、現状のままそっくり移動しなさいよということで県南県民センターのほうから指導して、業者がそれではそのようにするように検討しますという段階でありますので、町のほうはそれを注視しているということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） じゃあ先ほどの分別は要らないよ、コストが高いとか何かそれは要らない。じゃあわかりました、理解できました。

それで、県のほうは最終処分場のほうへ持ってきてもいいよと、そういう許可が出たわけでしょう。出たんでしょ、そうしたら、業者がそれで検討しますというのはどういうことなんですか。だって、検討する必要ないでしょうよ、持って行っていいなら、その業者が検討するというのはどういうことなんですか。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 検討するという部分なんですけれども、まだ最終処分場のほうの許可が出ておりません。

○10番（若泉昌寿君） そんなばかな話ないでしょう、話し合いで……。

○環境対策課長（大津善男君） その前にちょっとやる手続がございまして、産業廃棄物の物質の検査をやらないと、そこでオーケーが出ないと持っていけないというところで検討しているという状況でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 私、本当に言いたくないですけど、町長は許可おりたから持って行っていいよと、県のほうから許可おりたってさっき言ったじゃないですか。皆さん、ちゃんと聞いていますよ。そうしたら、またそれが違うと。どうなっているんですか、本当に。その辺をきちんとやってくださいよ。

○町長（遠山 務君） 県の許可を受けなさいよと。

○議長（井原正光君） 遠山町長、もう一度。

○10番（若泉昌寿君） 言い方が違うんだよ、町長は。

○町長（遠山 務君） 県の許可を受けた最終処分場に搬入すると言っているんですよ。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） これは言った、言わないことになっちゃうかもしれないけど、私は県のほうの許可を受けたって、そのように理解しましたよ。だから、そのように言っ

たんですよ。

じゃあまだ、県の許可は、持ってきていいよということは、おりていないわけだね。そういうことだね。じゃあこれから検討するわけだね。検討するということは、見通しとしてはどうなんですか。この許可、おりる、おりないは別として見通し、いつまでもあそこに置いてもらっちゃ困るんですよ、はっきり言って。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 先ほど申しましたように、物質検査をして、その結果に基づいてということになります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 目安として、いつごろになりますか。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 物質検査の期間ですが、1カ月から1カ月半ぐらいはかかるというように聞いております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） いずれにしても、産業廃棄物というのははっきり言って廃棄物ですから、我々は要りません。要りません。でも今回も無断で持ってこられちゃった、そういうことですよ。

ですから、これは町としても目を光らせてもらわなければ困りますよ。持ってきて搬入されちゃってから、ああだこうだとやられたって、結局今みたいになっちゃいますから、だから搬入される前に利根町の町としては、行政としては、しっかりとある程度目を光らせてもらって、この問題は一日も早く解決できるようにお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日12月9日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時11分散会